羽　咋　市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和８年８月改定

羽　咋　市

目次

Ⅰ　はじめに
第１章　背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２章　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第３章　新型コロナ対応での経験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第４章　行動計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第５章　取組の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

Ⅱ　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第１章　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・・・・・・・７
第２章　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第３章　様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第４章　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第５章　対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第６章　市行動計画の主要７項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第７章　複数の対策項目に共通する横断的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第８章　市行動計画の実行性を確保するための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第１章 実施体制（準備期／初動期／対応期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期／初動期／対応期）・・・２９
第３章 まん延防止（準備期／初動期／対応期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第４章 ワクチン（準備期／初動期／対応期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
第５章 保健（準備期～初動期／対応期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第６章 物資（準備期／初動期～対応期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
第７章 市民生活及び市民経済の安定の確保（準備期／初動期／対応期）・・・・・・・・５３

用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７

Ⅰ　はじめに

第１章　背景及び趣旨

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和２年（2020 年）以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第２章　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、感染症法第６条第７項から第９項までに規定する、以下の感染症である。

特措法が対象とする「新型インフルエンザ等」

---

①　新型インフルエンザ等感染症（感染症法第６条第７項）

・新型インフルエンザ　　・再興型インフルエンザ

・新型コロナウイルス感染症※　　・再興型コロナウイルス感染症

②　指定感染症（感染症法第６条第８項）

病状が重篤かつ全国的・急速なまん延のおそれがあるもの

③　新感染症

全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

※新型コロナウイルス感染症のうち、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）は、感染症法施行規則第１条第 15 号において五類感染症に位置づけされているため、本項の新型コロナウイルス感染症には含まない。

第３章　新型コロナ対応での経験

令和元年（2019 年）12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和２年（2020 年）１月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。

同月には、閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年２月には、国において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年３月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第 32 条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）が行われた。

市においても、羽咋市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という）を設置し、国の策定した基本的対処方針を踏まえ、市民への情報提供・相談対応・接種券の作成発送、関係機関との調整、ワクチン供給量の調整、ワクチン接種の実施、予約システムの構築や接種記録システムへの入力、物品の発注や分配・在庫管理、マスコミ対応など限られた人員で多岐にわたる新型コロナの対応を行った。

国内感染者の確認から３年余り経過した令和５年（2023 年）５月８日、新型コロナが感染症法上の５類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、県対策本部も廃止された。今般の新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図る必要がある。

第４章　行動計画の位置づけ

羽咋市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）は、特措法第８条の規定に基づく市の新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び実施する対策を示すものであり、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）及び石川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）に基づいて作成するものである。

計画の位置づけ

政府行動計画（特措法６条１項）

↕　整合

石川県行動計画（特措法７条１項）

↕　整合

羽咋市行動計画（特措法８条１項）　← 本計画

本計画の期間は令和８年度からとする。新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国及び県はおおむね６年ごとに政府行動計画及び県行動計画の改定についての検討を行うこととしており、市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じて市行動計画を見直すものとする。

第５章　取組の経緯

市行動計画の作成経緯

平成 17 年（2005 年）　国・県「新型インフルエンザ対策行動計画」策定
↓
平成 21 年（2009 年）　新型インフルエンザ（A/H1N1）発生・対応
↓
平成 21 年（2009 年）　羽咋市「新型インフルエンザ対策行動計画」策定
↓
平成 24 年（2012 年）　特措法制定
平成 25 年（2013 年）　特措法施行・政府行動計画策定
↓
平成 26 年（2014 年）　県行動計画・羽咋市行動計画 改定（旧計画）
↓
令和２年（2020 年）　新型コロナウイルス感染症 国内発生
↓
令和６年（2024 年）　政府行動計画 抜本改定
↓
令和７年（2025 年）　県行動計画 改定
↓
令和８年（2026 年）　羽咋市行動計画 改定（本計画）← 今回

羽咋市においては、国や県の行動計画を踏まえ、平成 21 年（2009 年）11 月に「羽咋市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

その後、平成 25 年（2013 年）４月の特措法施行に伴う政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、平成 26 年（2014 年）７月に市行動計画を改定した。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国における令和６年（2024 年）７月の政府行動計画改定（平成 25 年の策定以来、初の抜本的改正）及び令和 7 年３月の県行動計画の改定に基づき、市行動計画を改定する。

Ⅱ　新型インフルエンザ等

対策の実施に関する基本的な方針

第Ⅰ章　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置き、次の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

１　感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン接種等までの時間を確保する。
・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図る。患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

２　市民の生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
・ 市民の生活及び経済の安定を確保する。
・ 感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

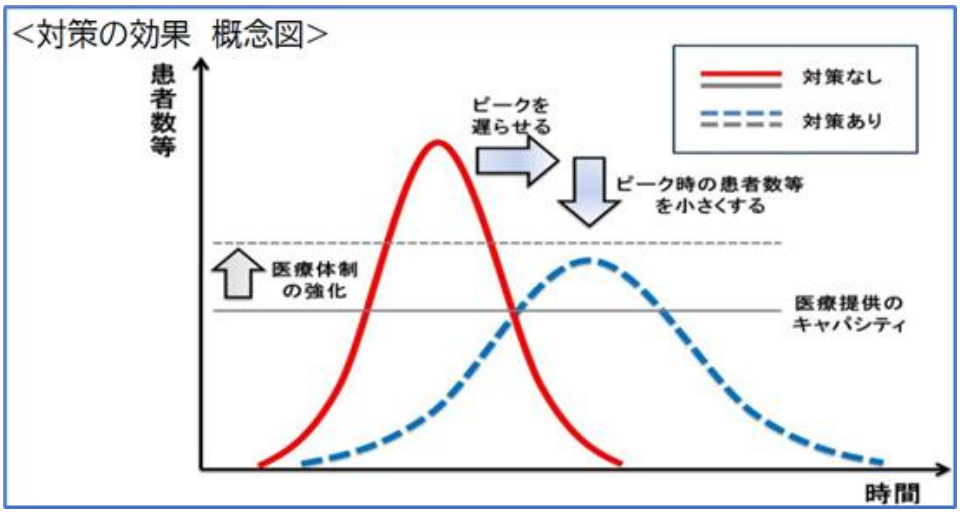

第２章　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであり、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

対策を決定する際には、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、基本的対処方針とも整合をとり、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。

特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

時期		戦略
準備期	発生前の段階	市民に対する啓発や市事業継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。 また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。社会の緊張が高まり、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第３章　様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

１　有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

①　特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
②　病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
③　科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
④　病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについてはⅢの「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。
新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

２　感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の　Ⅰの有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

<table>
<tr><th colspan="2">時期</th><th>有事のシナリオ</th></tr>
<tr><td colspan="2">初動期（A）</td><td>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">対応期</td><td>封じ込めを念頭に対応する時期（B）</td><td>政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</td></tr>
<tr><td>病原体の性状等に応じて対応する時期（C−I）</td><td>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</td></tr>
<tr><td>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C−2）</td><td>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。</td></tr>
<tr><td>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）</td><td>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</td></tr>
</table>

第４章　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

１　平時の備えの整理や拡充

①新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

②初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のための DX の推進や人材育成等

国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成、国と地方公共団体との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

２　感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

①可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

②市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、

市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

④対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

⑤市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を県が講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

3　基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4　危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症

や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5　関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び石川県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。 市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

6　高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7　感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8　記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部及び市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

9　対策に関わる行政職員のメンタルヘルス支援

感染症危機において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しがみえないこと等により、対応にあたる行政職員等の心身面に多大な影響が生じる可能性がある。そのため、市は、新型インフルエンザ等対策に関わる行政職員のメンタルヘルス支援を行う。

第５章　対策推進のための役割分担

１　国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

２　県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

県は、保健所を設置する金沢市、感染症指定医療機関（第一種及び第二種感染症指定医療機

関に限る。以下同じ。）、関係機関、学識経験者等で構成される石川県感染症連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

3　市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

4　医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5　指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6　登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

7　一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うこと

が求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8　市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人や家庭での感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人や家庭においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人や家庭での対策を実施するよう努める。

第６章　市行動計画の主要７項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の７項目を市行動計画の主な対策項目とする。

市行動計画における７つの対策項目

① 実施体制
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③ まん延防止
④ ワクチン
⑤ 保健
⑥ 物資
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

また、それぞれの対策項目の基本理念と目標について、以下のように定める。

1　実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できる

ようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

3　まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、市は病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、機動的かつ柔軟に対応することとし、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合や、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第５条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとされることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

4　ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。国、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

5　保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

保健所及び地方衛生研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエン

ザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、平時から情報収集体制や応援人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、これらの取組において、必要に応じて国からの支援を受け、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

6　物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は県と連携し、感染症対策物資等の需給状況の把握を行うとともに、個人防護具が不足する場合は、関係機関と連携しながら必要量の確保に努める。

7　市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、市民や事業者等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第７章　複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の１から３までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

１　人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修等の取組、日頃からの保健部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

２　国や県、他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。

また、市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では市町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は県と他市町との連携も重要であり、平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等対策に当たっては、市は、平時から県や他市町との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う立場から、必要に応じて国や県に意見を述べることが重要である。また、県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

３　DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間で

のリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

DX 推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。

市も国の予防接種事務のデジタル化等に合わせて、DX 化を進めていく。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要であり国や県と連携して対応を行う。

第８章　市行動計画等の実効性確保

１　EBPM（ｴﾋﾞﾃﾞﾝｽ･ﾍﾞｰｽﾄﾞ･ﾎﾟﾘｼｰ･ﾒｲｷﾝｸﾞ）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

２　新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

３　多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」ということは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが重要である。市は、国や県と連携し、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

４　市行動計画の見直し

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市における新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市行動計画の見直しを行う。

Ⅲ　新型インフルエンザ等

各対策項目の考え方及び取り組み

第１章　実施体制

【羽咋市新型インフルエンザ等連絡会議】

新型インフルエンザ等が探知され、市対策本部が設置されるまでの間、羽咋市新型インフルエンザ等連絡会議を通じて、感染状況や国・県の動向、情報の集約・共有、市民に対する啓発、必要物品の準備等の事前準備を検討する。健康福祉課をはじめ、各課局においては、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

＜構成員＞

責任者	健康福祉課長
参集者	市長、副市長、教育長、関係部課長
事務局	健康福祉課

【羽咋市新型インフルエンザ等対策本部】

国及び県に新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときには、市は、市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

市は、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに市対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に総合的に推進しながら、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

＜構成員＞

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	全課室長
事務局	健康福祉課（本部運営）、総務課、 生活安全課（本部設置/運営）

１　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係課の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修

や訓練を通じた課題の整理・発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関相互の連携を強化する。

（２）所要の対応

① 実践的な訓練の実施

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（健康福祉課、総務課、生活安全課、その他全課）

② 市行動計画等の修正や体制整備・強化

ア 市は、市行動計画を修正する。市行動計画を修正する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。（健康福祉課、関係課）

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、市業務継続計画を修正する。市業務継続計画については、県等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。（総務課、その他全課）

ウ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。（健康福祉課）

エ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施とともに、保健部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。（健康福祉課、総務課、生活安全課）

オ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。（健康福祉課、関係課）

③ 国及び地方公共団体等関係機関の連携の強化

ア市は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（健康福祉課、その他全課）

イ 市は、国、県、指定（地方）公共機関とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内外の関係団体及び関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（健康福祉課、関係課）

2　初動期

（１）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市連絡会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（２）所要の対応

① 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（健康福祉課、総務課、生活安全課、関係課）

イ 市は、必要に応じて、Ⅰ　準備期（２）-②を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（健康福祉課、総務課、関係課）

② 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを迅速に検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（健康福祉課、関係課）

３　対応期

（Ⅰ）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に最小の影響で感染症危機に対応することを目指す。

（２）所要の対応

① 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部の設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

② 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。（健康福祉課、総務課）

イ 市内における特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。（健康福祉課、総務課）

③ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（健康福祉課、関係課）

④ 緊急事態措置の検討等について

ア 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。（健康福祉課、総務課、生活安全課、関係課）

⑤ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされ、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。（健康福祉課、総務課、生活安全課、関係課）

第２章　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

１　準備期

（１）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県や他市町、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるよう、リスク情報とその見方の共有をすることが重要となる。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活用する方法等について整理する。

（２）所要の対応

① 平時における市民等への情報提供・共有

ア 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国や県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市の保健、福祉、教育部門等が相互に連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもにも分かりやすい情報提供・共有を行う。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、学校教育課、関係課）

ア 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、

市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。　（関係課）

イ　偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。　（健康福祉課・関係課）

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（健康福祉課・関係課）

これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。（関係課）

② 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

ア　迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。　（健康福祉課、地域包括ケア推進室、学校教育課、生涯学習課、デジタル推進室、関係課）

イ　市として一体的かつ整合的な情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係機関の情報提供・共有の方法等を整理する。　（健康福祉課、関係課）

ウ　双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等について、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。（健康福祉課・関係課）

エ　市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備する。　（健康福祉課、関係課）

オ　市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。（健康福祉課、関係課）

2　初動期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型イン

フルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

（２）所要の対応

市は、国や県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し情報提供・共有する。

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市における情報提供・共有について

市は、国や県の取組に関する留意事項や他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえ、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有し、リスクコミュニケーションを行う。

また、市民等の情報収集の利便性向上のため、県や市等の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるよう市ホームページ等にて周知する。（健康福祉課、総務課、生活安全課、デジタル推進室、関係課）

イ　市は、対象者に合わせて、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促す。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、総務課、生活安全課、こども課、学校教育課、生涯学習課、デジタル推進室、関係課）

ウ 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどが想定される。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、関係課）

② 双方向のコミュニケーションの実施

ア 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるこ

とから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（市民福祉部、総務部）

イ 市は、国からの要請により、コールセンター等を設置する。（健康福祉課、総務課、デジタル推進室、関係課）

③ 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。 （関係課）

3 対応期

（１）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

（２）所要の対応

市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、実施主体等を明確にしながら、市民等に対し、情報提供・共有を行う。

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市における情報提供・共有について

市は、国や県の取組に関する留意事項や他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえ、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、本格的に体制を

強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

また、市民等の情報収集の利便性向上のため、県や市等の情報等について、必要に応じて集約し、総覧できるようホームページ等にて周知する。（健康福祉課、総務課、生活安全課、デジタル推進室、関係課）

② 市は、感染が拡大する時期にあたっては、引き続き、対象者に合わせ利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促す。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、総務課、生活安全課、こども課、学校教育課、生涯学習課、デジタル推進室、関係課）

③ 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどが想定される。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、関係課）

④ 双方向のコミュニケーションの実施について

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（市民福祉部、総務部）

市は、国からの要請により、コールセンター等を継続する。（健康福祉課、総務課、デジタル推進室、関係課）

⑤ 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。 （関係課）

⑥ 時期に応じた方針の決定・見直し

病原体の性状等が明らかになった状況に応じて対応する。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

市民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があるため、改めて、偏見・差別等は許されないことや感染症対策の妨げになること、そして個人や事業者の感染対策の取組が、社会における感染拡大防止に必要であることを説明する。

また、不要不急の外出自粛などを含め、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要で

あること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて説明を行う。（健康福祉課、総務課、関係課）

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

感染拡大防止措置等を見直す際には、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等を踏まえ、変更点や理由等を分かりやすく説明する。（健康福祉課、関係課）

ウ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

こどもや高齢者等が重症化しやすいなど、影響の大きい年齢層に応じて措置等が異なる場合、当該層に対し、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすい説明を行い、対策への理解・協力を得る。特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、こども課、学校教育課、関係課）

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、移行に伴う留意点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、分かりやすく丁寧に情報提供・共有を行い、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。（健康福祉課、関係課）

第３章　まん延防止

１　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、国や県の方針を踏まえ、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者等へ意義や重要性について、理解促進に取り組む。

（２）所要の対応

① 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

ア 市は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。（健康福祉課、総務課、生活安全課、関係課）

② 市、学校、社会福祉法人等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県等が整備する相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染拡大を防ぐため不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（健康福祉課、こども課、学校教育課、地域包括ケア推進室、関係課）

③ 市は県と連携してまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。（健康福祉課、総務課、生活安全課、こども課、デジタル推進室、学校教育課、関係課）

④ 公共交通機関等については、適切な運送と感染拡大防止を図る観点から、有事には当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底など国の通知等に準じ、必要に応じて市コミュニティバス運行事業者等に周知する。（企画財政課、関係課）

2　初動期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（２）所要の対応

① 市内でのまん延防止対策の準備

ア 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（総務課、関係課）

イ 市民等に対し、換気、手洗い、咳エチケット等、感染症対策の勧奨を行う。（健康福祉課、関係課）

3　対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

（２）所要の対応

① まん延防止対策の内容

市は、国や県等による情報の分析やリスク評価及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、適切なまん延防止対策を講ずる。（健康福祉課、関係課）

ア 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

・外出等に係る要請等

県が実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置に基づく、不要不急の外出自粛要請について協力を行う。（健康福祉課、関係課）

・基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける取組（時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等）等、感染対策を勧奨する。（健康福祉課、関係課）

イ 事業者や学校等に対する県からの要請等

・施設等の使用制限

市は県から緊急事態措置の要請があった場合、措置内容を踏まえ、市立学校や市施設等の多数の者が利用する施設について、施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の対応を行う。（学校教育課、総務課、こども課、生涯学習課、関係課）

・施設等における感染対策の強化

市は、県等の要請を踏まえて、高齢者施設、障害者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。（健康福祉課、こども課、地域包括ケア推進室、関係課）

・学級閉鎖・休校等

市は、県等からの感染状況等の情報を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに対策を実施する。なお、学校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。また、保育施設等の運営・運用の基準等を検討するなど適切に対応する。（健康福祉課、こども課、学校教育課）

ウ 公共交通機関の対応

市は市コミュニティバス事業者等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策の徹底を要請する。（企画財政課、関係課）

② 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

医療資源の限界や効果的な治療法が確立されていないこと、市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ対応する。具体的には、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に県と連携して対策を講ずる。（健康福祉課、関係課）

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

・病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、感染者数が増大するため、医療のひっ迫につながる可能性がある。多数の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、「封じ込めを念頭に対応する時期」と同様に、強度の高いまん延防止対策を講ずる。（健康福祉課、関係課）

・病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかな場合、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底し、感染拡大の防止を図る。（健康福祉課、関係課）

・病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、強度の低いまん延防止対策（換気、マスク着用等の基本的な感染対策）を実施しつつ、県が行う宿泊療養等と連携して、自宅療養等の体制の確保に協力する。（健康福祉課、関係課）

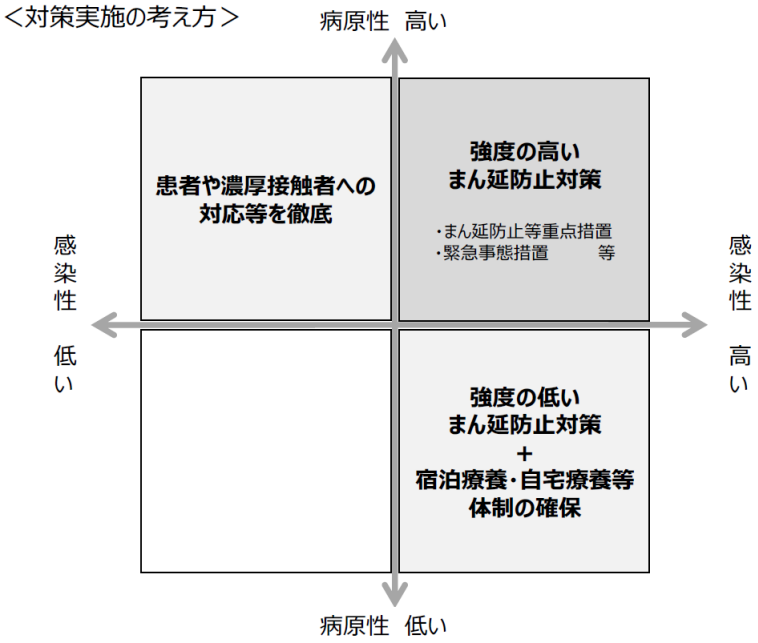

・こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい等、特定のグループへのリスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。（健康福祉課、こども課、学校教育課、関係課）

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下した場合、強度の低いまん延防止対策（換気、マスク着用等の基本的な感染対策）を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への移行について国等の検討、対応状況を確認する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、再度対策を強化する。（健康福祉課、関係課）

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、最終的に国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。

市は、県と連携し、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。（健康福祉課、関係課）

第４章　ワクチン

１　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から関係機関との連携及び着実な準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

（２）所要の対応

① ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表１を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（健康福祉課）

表１　予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿 □トレイ □体温計（非接触型） □医療廃棄物容器、針捨て容器 □手指消毒剤 □救急用品（接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。） ・AED ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・折りたたみ担架 ・蘇生バッグ ・簡易ベッド・毛布	□マスク・ガウン □使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ） □使い捨て舌圧子 □膿盆 □聴診器 □ペンライト 【文房具類】 □ボールペン（赤・黒）・マジック □日付印・スタンプ台 □ガムテープ・ファイル □はさみ □時計 【会場設営物品】 □机・椅子・ごみ袋・脱衣かご □スクリーン・延長コード □看板 □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等

② ワクチンの流通に係る体制の確認

市は、ワクチンの円滑な流通体制や供給方法等について、適宜、国、県等から情報収集する。実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をする。このほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあるため、管内の医療機関、市町と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（健康福祉課）

③ 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、羽咋郡市医師会（以下、「医師会」とする。）と連携し、接種に必要な医療従事者、会場、資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討及び必要な訓練を行う。（健康福祉課）

イ 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により実施することとなるため、市は接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（健康福祉課、総務課、関係課）

ウ 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第６条第３項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとしている。

市は、平時から次の　a から c までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。（健康福祉課）

a 市は、国、県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションの実施など接種体制の構築に向けた具体的な実施方法について準備を進める。

ⅰ 接種対象者数

ⅱ 市職員等の人員体制の確保

ⅲ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

ⅳ 接種場所の確保（医療機関、市施設等）及び運営方法の策定
ⅴ 接種に必要な資材等の確保
ⅵ 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
ⅶ 接種に関する市民への周知方法の策定

市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、市民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険、障害保健福祉の各担当課と衛生担当課等が連携し、接種体制を検討する。

表２ 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の７％	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6 歳未満)	D	
乳児	人口統計(1 歳未満)	E1	
乳児保護者	人口統計(１歳未満)×2	E2	乳幼児の両親として、対象人口の２倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6-18 歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65 歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A-(B+C+D+E1+E2+F+G)＝H

※ 乳児（１歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を１か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会等や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るようにする。

市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急

処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

b　市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

c　市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者（接種会場に学校を使用する場合）等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

④ 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する情報を踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンの基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図るよう努める。（健康福祉課）

ア 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の医療関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。（健康福祉課）

イ 庁内連携

健康福祉課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び介護保険や障害福祉、労働等の関係各課との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市教育委員会との連携を進め、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

⑤ DX の推進

ア 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（ログヘルス）が国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（健康福祉課、こども課、デジタル推進室）

イ 市は、国が整備する情報基盤を適切に活用する。（健康福祉課、こども課）

2　初動期

（1）目的

市は、国や県の方針に基づき、準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携して、速やかな予防接種へとつなげる。

（2）所要の対応

① 接種体制

ア 接種体制の構築

市は、国の方針を踏まえながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康福祉課、関係課）

イ 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者や医師会等の医療関係団体に対して必要な協力の要請又は指示を行う。（健康福祉課）

② ワクチンの接種に必要な資材

市は、第４章ワクチン　Ⅰ　準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（健康福祉課）

③ 接種体制

ア 特定接種

市は、接種体制を構築する際には、医師会等の協力を得る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、地域包括ケア推進室や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉課）

イ 住民接種

・市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（健康福祉課）

・接種の準備に当たっては、予防接種業務所管課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。（健康福祉課、総務課、関係課）

・予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（健康福祉課、総務課、デジタル推進室）

・接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て確保を図る。（健康福祉課）

・市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会等、近隣自治体等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県において、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。（健康福祉課）

・市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（健康福祉課、地域包括ケア推進室）

・市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者

の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（健康福祉課、デジタル推進室）
・医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師１名、接種を担当する医師又は看護師１名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等１名を１チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を１名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等の配置を行う。（健康福祉課、総務課）
・接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品や薬液等が必要であることから、薬剤の確保等に関してはあらかじめ、医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。
・また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等や医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。
・アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。（健康福祉課）

表３　接種会場において必要と想定される物品

<table>
<tr><th>【準備品】</th><th>【医師・看護師用物品】</th></tr>
<tr><td rowspan="5">□消毒用アルコール綿
□トレイ
□体温計（非接触型）
□医療廃棄物容器、針捨て容器
□手指消毒剤
□救急用品（接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。）
・AED
・血圧計等
・静脈路確保用品
・輸液セット
・生理食塩水
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液
・折りたたみ担架
・蘇生バッグ
・簡易ベッド・毛布</td><td>□マスク・ガウン
□使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ）
□使い捨て舌圧子
□膿盆
□聴診器
□ペンライト</td></tr>
<tr><td>【文房具類】</td></tr>
<tr><td>□ボールペン（赤・黒）・マジック
□日付印・スタンプ台
□ガムテープ・ファイル
□はさみ
□時計</td></tr>
<tr><td>【会場設営物品】</td></tr>
<tr><td>□机・椅子・ごみ袋・脱衣かご
□スクリーン・延長コード
□看板
□冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
□耐冷手袋等</td></tr>
</table>

・感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。（健康福祉課）

・接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくり、予診票の記入漏れや予防接種可否の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、感染予防の観点から、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（健康福祉課、関係課）

3　対応期

（１）目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、適切にワクチン接種ができるようにする。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（２）所要の対応

① ワクチンや必要な資材の供給

ア 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、特定接種及び住民接種に関する配分量の決定、ワクチンの納入実績等を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（健康福祉課）

イ 市は、国から割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（健康福祉課）

ウ 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を行う。市内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で県に連絡し、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めた融通等をあわせて行う。（健康福祉課）

エ 市は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めた地域間の融通等を行う。（健康福祉課）

② 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（健康福祉課）

ア 特定接種

地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等の対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康福祉課、関係課）

イ 住民接種

・予防接種の準備

市は、国における市民への接種順位の決定や発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国や県と連携して、接種体制の準備を行う。（健康福祉課）

・予防接種体制の構築

市は、国の要請を受け、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的

な接種体制の構築を進める。（健康福祉課）

・市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（健康福祉課）

・市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（健康福祉課）

・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう周知することや接種会場にて掲示等により注意喚起するなど、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（健康福祉課）

・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。（健康福祉課）

・市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険や障害福祉の各担当課等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉課、地域包括ケア推進室）

ウ 接種に関する情報提供・共有

・市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国の要請を受け、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康福祉課）

・市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等を活用する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（健康福祉課、デジタル推進室）

・接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対してウェブサイトや SNS を活用して周知する。なお、電磁的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。（健康福祉課、デジタル推進室）

エ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当等や、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、関係課）

オ 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、マイナポータルアプリ等を活用する。（健康福祉課）

③ 健康被害救済

ア 市は、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づ

き、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。（健康福祉課）

イ　市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康福祉課）

④ 情報提供・共有

ア　市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。（健康福祉課）

イ　市は、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。（健康福祉課）

ウ　市は、パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進するとともに、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康福祉課）

エ　特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（健康福祉課）

オ　住民接種に係る対応

特措法第 27 条の２第１項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。（健康福祉課）

カ　広報時の留意点（健康福祉課）

・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

・ワクチンの有効性･安全性についての情報をできる限り公開するとともに､分かりやすく伝える。

・接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきか分かりやすく伝える。

第５章　保健

１　準備期

（１）目的

市は、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な物品の備蓄等を行うことにより、有事の感染症対策のみならず感染拡大時にも、地域保健対策を継続して実施できるようにする。その際、関係機関等との役割分担を明確にし、それらが相互に密接に連携できるようにする。

（２）所要の対応

① 業務継続計画を含む体制の整備

市は、有事に円滑に業務を遂行できるよう、平時から業務の整理やデジタル部門と連携してICT の活用等による効率化を行うとともに、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。（健康福祉課、総務課、その他全課）

② 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

ア 研修・訓練等の実施

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等も活用しつつ、人材育成のための研修や訓練を実施し、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した業務内容に対応できる体制の準備や確認を行う。（健康福祉課、関係課）

イ 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や近隣の市町、関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。さらに、有事における、要配慮者への生活支援について、市は、県との連携体制や関係機関との協力体制など地域全体で感染症危機に備える体制を検討する。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、関係課）

２　初動期

（１）目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

（２）所要の対応

① 市民への情報提供・共有の開始

ア 市は、県と連携し、感染したおそれのある者が適切に感染症指定医療機関への受診につながるよう、必要な情報を周知する。（健康福祉課）

イ 市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&A の公表等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や方策の意義を共有する。（健康福祉課、総務課、デジタル推進室）

3　対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（２）所要の対応

① 有事体制への移行

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。（健康福祉課）

② 主な対応業務の実施

市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、県や他市町、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、適宜、感染症対応業務の実施及び協力をする。（健康福祉課、関係課）

ア 相談対応

感染したおそれのある者に対して、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげるため、市は、市民に対し必要に応じて、県等が整備する相談センター等の情報を提供する。（健康福祉課）

イ 健康観察及び生活支援

・市は県が実施する健康観察に協力する。（健康福祉課）

・市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（健康福祉課、地域包括ケア推進室）

ウ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

・市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。（健康福祉課、関係課）

・市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共

有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県等と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、総務課、生活安全課、学校教育課、生涯学習課、デジタル推進室、関係課）

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

・市は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（感染対策の見直し等）について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。（健康福祉課、関係課）

第６章　物資

１　準備期

（１）目的

感染症対策に必要な物資等は、有事に、感染症対応を実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

（２）所要の対応

① 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康福祉課、生活安全課、関係課）

消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（消防機関）

２ 初動期～対応期

（１）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等の確保を促進する。

（２）所要の対応

① 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。（健康福祉課、関係課）

② 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県や近隣の地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関と連携し、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。（健康福祉課、生活安全課、関係課）

第７章　市民生活及び市民経済の安定の確保

１　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命・健康への被害とともに、県が実施する新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。そのため平時には、市は、自ら必要な準備を行いながら、市民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

（２）所要の対応

① 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（健康福祉課、その他全課）

② 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者へ迅速、網羅的かつ確実に情報が届くようにすることに留意する。（全課）

③ 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画に基づき、第６章で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康福祉課、生活安全課、関係課）

イ 市は、市民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（健康福祉課、関係課）

④ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国、県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県や関係機関と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、関係課）

⑤ 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当課等の関係機関との調整を行うものとする。（健康福祉課、市民窓口課、関係課）

2　初動期

（１）目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民や事業者等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（２）所要の対応

① 事業継続に向けた準備等の周知等

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（健康福祉課、総務課、デジタル推進室、関係課）

② 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市民等に対し、食料品や生活必需品等の生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（デジタル推進室、関係課）

③ 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康福祉課、関係課）

3　対応期

（１）目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

（２）所要の対応

① 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、こども課、学校教育課、関係課）

イ 生活支援を要する者への支援

市は、国の要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉課、地域包括ケア推進室、関係課）

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（こども課、学校教育課、関係課）

エ 生活関連物資等の価格の安定等

・ 市は、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係課）
・ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係課）
・ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係課）
・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（関係課）

オ 埋葬・火葬の特例等

・ 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（生活安全課、市民窓口課）
・ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（生活安全課、市民窓口課）
・ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。（生活安全課、市民窓口課）
・ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（関係課）
・ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（総務課、関係課）
・ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（生活安全課、市民窓口課）

・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（市民窓口課）

② 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（関係課）

イ 市民生活及び経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（上下水道課）

ウ 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国の方針を踏まえ、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。（関係課）

【用語集】

用語	内容
医療計画	医療法第30条の４第１項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の３第１項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	感染症法第６条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第１項に規定する医薬品（薬機法第２条第１項に規定する医薬品）、医療機器（同条第４項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
帰国者等	帰国者及び入国者。

季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすＡ型又はＡ型のような毎年の抗原変異が起こらないＢ型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第９条第１項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、国において、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第２条第４号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の３第１項又は第２項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成６年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市行動計画等を踏まえることとされている。

個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

特定新型インフルエンザ等対策	特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第１条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
病原性	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第２条第３号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）のこと。第31条の８第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	情報を適切に理解・解釈し、適切な行動を選択できる能力。
EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Makingの略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reactionの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
５類感染症	感染症法第６条第６項に規定する感染症。新型コロナは、令和５年（2023年）５月８日に５類感染症に位置付けられた。

羽咋市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和８年８月改定

羽咋市健康福祉課
〒925-8501　石川県羽咋市旭町ア 200 番地
TEL　0767-22-1115　　FAX　0767-22-3995